

平成 29 年 第 4 回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

平成 29 年第 4 回農業委員会総会会議録

| | | | | | | |
|--|----------------------|-------------------------------|------|---------|--------|------|
| 召集年月日 | 平成 29 年 4 月 19 日 (水) | | | | | |
| 召集の場所 | 志布志市松山支所 2 階会議室 | | | | | |
| 開閉会の日時 及び宣言 | 開会 | 平成 29 年 4 月 19 日 午前 9 時 30 分 | | | | |
| | 閉会 | 平成 29 年 4 月 19 日 午前 11 時 10 分 | | | | |
| 応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席 | 議席番号 | 氏名 | 出欠の別 | 議席番号 | 氏名 | 出欠の別 |
| | 1 | 橋口 美一 | ○ | 18 | 道山 幸治 | ○ |
| | 2 | 上野 紀男 | ○ | 19 | 長岡 耕二 | ○ |
| | 3 | 中村 正人 | ○ | 20 | — | — |
| | 4 | 山下 昭一 | ○ | 21 | 萩迫 修作 | ○ |
| | 5 | 立山 富士雄 | ○ | 22 | 南 眞太郎 | ○ |
| | 6 | 隈元 健二 | ○ | 23 | 原田 純一 | ○ |
| | 7 | 吉松 弘文 | ○ | 24 | 内村 さとみ | ○ |
| | 8 | 前迫 重郎 | ○ | 25 | 小園 義行 | ○ |
| | 9 | 樽野 利秋 | ○ | 26 | 吉野 寅三 | ○ |
| | 10 | 谷口 泉 | ○ | 27 | 坪山 博志 | ○ |
| | 11 | 諏訪 光一 | ○ | 28 | 福重 彰史 | ○ |
| | 12 | 野口 昭浩 | ○ | 29 | 青山 浩二 | ○ |
| | 13 | 白坂 正治 | ○ | | | |
| | 14 | 福岡 裕幸 | ○ | | | |
| | 15 | 中之内 瑞穂 | ○ | | | |
| | 16 | 西江園 明 | ○ | | | |
| | 17 | 大迫 一郎 | ○ | | | |
| 会議録署名委員 | 席番 22 番 | 南 眞太郎 | | 席番 24 番 | 内村 さとみ | |
| 職務のため出席 した者職氏名 | 事務局長 | 福岡 | | 次長兼農地係長 | 桑迫 | |
| | 主幹兼係長 | 新村 | | 主任主査 | 永野 | |
| | 主任主査 | 中尾 | | 主任主査 | 大野 | |
| | | | | | | |
| 委員会日程名 | 別紙のとおり | | | | | |

| | |
|-----------------------|--|
| <p>会議に付した 事 件</p> | <p>議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 31 号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 33 号 非農地証明願の承認について 議案第 34 号 非農地証明願に伴う調査委員の指名について 議案第 35 号 農用地利用集積計画決定について 議案第 36 号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名に ついて</p> |
|-----------------------|--|

| | | |
|----|----|--|
| 議長 | 山下 | <p>ただいまから、平成 29 年第 4 回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、日程第 1、会議録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第 24 条の規定により、席番 22 番、南委員と、席番 24 番、内村委員を指名いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第 3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、幹旋の経過につきまして、福岡委員の報告をお願いいたします。</p> |
| 委員 | 福岡 | <p>会長より依頼のありました〇〇さんの件ですが、その後も福重委員と一緒に継続して取り組みましたが、なかなか希望者を見い出せず〇〇さんとも協議した結果、これであっせんを打ち切りたいと思います。</p> <p>ただ今、福岡委員から、〇〇さんの土地についてあっせん打ち切りの報告がありましたが、報告どおり、打ち切りとすることに、ご異議ありませんか</p> |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしということですので、打ち切りといたします。</p> <p>次に、萩迫委員の報告をお願いいたします。</p> |
| 委員 | 萩迫 | <p>3 月に依頼のありました〇〇さんの件ですが、もう少しで話がまとまりつつありますので、引き続きあっせん活動を行なっていきたいと思っております。</p> <p>終わります。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、谷口委員の報告をお願いいたします。</p> |
| 委員 | 谷口 | <p>先月の総会で、あっせん依頼のありました〇〇さんの畑 2 筆ですが、借り手はあるのですが買い手がなかなか出てこないということで成立に至っておりません。今後も続けていきます。報告を終わります。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、日程第 4、議案第 30 号、農地法第 3 条の規定による許可申請につ</p> |

| | |
|---------------|--|
| <p>大野主任主査</p> | <p>いてを議題といたします。</p> <p>今回は、12件の申請でございます。</p> <p>まず、5ページ、番号43番を審議いたします。</p> <p>番号43番は、譲受人が市外住民であるため、本日の総会に、譲受人であります〇〇さんの出席を要請してございます。</p> <p>〇〇さんの、入室を許可いたします。</p> <p>事務局で説明をお願いいたします。</p> <p>はい議長、それでは議案第30号、農地法第3条の規定による許可申請の番号43番について説明申しあげます。</p> <p>議案書は、5ページです。</p> <p>まず、譲渡人は志布志市有明町蓬原にお住まいの〇〇さん70歳で、譲受人は曾於郡大崎町菱田にお住まいの〇〇さん59歳です。</p> <p>申請地は、記載されておりますとおりでございますが、畑が3筆で2,832平方メートルです。</p> <p>〇〇さんは、確認したところ認定農業者ではありませんでしたので、本日も出席いただいております。詳細につきましてはお尋ねいただければと思います。</p> <p>今回の申請地の場所でございますが、県道志布志 有明線を山重の芝用交差点から野神小学校に300mほど進んだところを右折し、400mほど進んだ左手に3筆あります。</p> <p>〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料4ページのとおりでございます。</p> <p>申請事由は譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては規模拡大でございます。</p> <p>以上で、番号43番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p> |
| <p>議長 山下</p> | <p>はい、それでは、番号43番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p> |
| <p>委員 隈元</p> | <p>はい議長。</p> |
| <p>議長 山下</p> | <p>はい。隈元委員。</p> |
| <p>委員 隈元</p> | <p>〇〇さんおはようございます。</p> <p>この畑まで、自宅からどのくらいかかるのでしょうか。それと、甘藷を作</p> |

| | |
|---|---|
| <p>申請者</p> <p>議長 山下</p> <p>会場 委員</p> <p>議長 山下</p> | <p>付けされておりますが、ここは甘藷を作付けされる予定ですか。</p> <p>甘藷を植えます。自宅からの時間は、12分ぐらいです。</p> <p>ほかにありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見もないようで ございますので、ここで、〇〇さんには、退席をお願いいたします。</p> <p>お忙しいところ、ありがとうございました。</p> <p>(〇〇氏 退席)</p> |
| <p>議長 山下</p> <p>会場 委員</p> <p>議長 山下</p> | <p>それでは、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号44番を審議いたします。</p> <p>番号44番は、福岡委員に 関係がございましたので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、福岡委員には、ここで、退席をお願いいたします。</p> <p>(福岡委員 退席)</p> |
| <p>議長 山下</p> <p>委員 福重</p> | <p>それでは、福重委員説明をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました、議案第30号、番号44を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、愛知県北名古屋市片場天王森〇〇番地〇〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市松山町泰野〇〇番地〇本町自治会にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりでございまして、申請地の場所は、松山支所から県道塗木大隅線を志布志方面へ進み泰野郵便局前を右に曲がりまして、市道前田泰野線を約1キロ直進しました道路の左下でございまして、もう一筆はその隣でございまして、</p> <p>本人宅からは、車で約3分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者でございまして、また有限会社〇〇の代表者で両親及び弟さんの他、常時雇用7名でキャベツ、人参、ショウガ、甘藷等主に栽培しておりまして、申請地にもキャベツを作付けする予定とのこととでございまして、</p> <p>農機具は、トラクター8台、タイヤショベル1台、軽トラック2台等を保有しております。</p> |

| | | |
|----|----|---|
| | | <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (なし) |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。ここで福岡委員の入室を許可します。</p> <p>(福岡委員 入室)</p> |
| 議長 | 山下 | <p>次に、番号45番を審議いたします。</p> <p>番号45番と、6ページ、番号46番は、谷口委員に關係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、谷口委員には、ここで、退席をお願いいたします。</p> <p>(谷口委員 退席)</p> |
| 議長 | 山下 | <p>番号45番と、番号46番は、関連がございますので、一緒に説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>大迫委員説明をお願いいたします。</p> |
| 委員 | 大迫 | <p>会長より依頼のありました、番号45番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市松山町新橋〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市松山町新橋〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、松山の半下石建設から豊留方面に1キロくらい行くと原口商店があります。そこを北に500メートルくらい行った右手になります。茶は生葉で販売することでした。</p> <p>続いて、番号46番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、鹿児島市西紫原町〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市松山町新橋〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、45番で</p> |

| | | |
|----|-----|--|
| | | <p>報告しました茶畑から 400 メートルくらい西に行った右手の田になります。</p> <p>本人宅からは、5分くらいです。水稻を作付けするとのことでした。</p> <p>譲受人は、和牛生産、水稻、茶を栽培されております。</p> <p>農機具は、トラクター3台、コンバイン1台、バインダー1台、田植機1台を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦勞さまでございました。まず、番号45番を審議いたします。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (なし) |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございませぬので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めませぬ。</p> <p>次に、番号46番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (なし) |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございませぬので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めませぬ。ここで谷口委員の入室を許可します。</p> <p>(谷口委員 入室)</p> |
| 議長 | 山下 | <p>次に、番号47番を審議いたします。</p> <p>西江園委員説明をお願ひいたします。</p> |
| 委員 | 西江園 | <p>会長より依頼のありませぬ、番号47番について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇弓場ケ尾にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されておるとおりでございませぬが、申請地の場所は、志布志の台地にホームマンというホームセンターがございませぬけど、</p> |

| | | |
|----|----|---|
| | | <p>そこを志布志港方向に行きますと途中で蛭原皮膚科がございます。そこから入ったところにあります。</p> <p>本人宅からは、20～30メートルで、隣接しているような所です。</p> <p>〇〇さんは、家族3人の兼業農家でありまして、申請地には甘藷を作付けする予定とのことでございます。</p> <p>また、トラクター1台を保有しております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまますのでご審議方よろしくお願ひします。報告を終わります。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (なし) |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号48番を審議いたします。</p> <p>小園委員説明をお願いいたします。</p> |
| 委員 | 小園 | <p>会長より依頼のありました、番号48番について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、神奈川県伊勢原市串橋〇〇番地の〇 〇〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおり志布志町帖湯田掘、910 m²でございます。この場所ですけれども、志布志の平和自治会に株式会社さかうえがでございます。そこの前を、松山方面から向かいますと左に約300メートル進んだ左手が〇〇さんの自宅でありまして、場所はその隣でございます。</p> <p>〇〇さんは、牛の専業農家で、生産牛5頭を飼育しているということで、子牛が1頭生まれておりました。生産牛の専業農家ということで、申請地には飼料を作付けする予定とのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター1台、草刈機1台、ジャイロ（牧草作業機械）1台という状況でございます。</p> |

| | | |
|----|----|---|
| | | <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。ご審議よろしくお願ひします。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | <p>(なし)</p> |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、7ページ、番号49番を審議いたします。</p> <p>番号49番と、番号50番は、関連がございますので、一緒に説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>萩迫委員説明をお願いいたします。</p> |
| 委員 | 萩迫 | <p>会長より依頼のありました、番号49と50を報告させていただきます。</p> <p>まず、番号49ですが、譲渡人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>番号50の譲渡人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。49番と50番の譲受人は、同じく志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。親子による受贈・贈与でございます。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所ですが、番号50の5531番3の場所ですが、県道523号線の吉村の早馬の交差点を志布志方向に約800メートル行きまして、そこから南の方へ約200メートル行った所にあります。そこから南へ約300メートル行ったところに安楽字七本松5628番17と番号49の5628番19の畑があります。また、そこから西へ約100メートル行った所に安楽字七本松5628番3があります。ここは全て早期水稻が作付けされておりました。</p> <p>本人宅からは、車で約10分のところがございます。</p> <p>〇〇さんは、夫婦でいちご30a、早期水稻を栽培されております。</p> <p>農機具は、トラクター1台、田植機等を保有されておりました。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条</p> |

| | | |
|----|----|--|
| | | <p>の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。終わります。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦勞さまでございました。まず、番号 49 番を審議いたします。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (なし) |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 50 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (なし) |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 51 番を審議いたします。</p> <p>南委員説明をお願いいたします。</p> |
| 委員 | 南 | <p>会長より依頼のありました、番号 51 番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、団体営肆部合圃場整備地区のほぼ中心の所で、市道吉村押切線から西へ約 200 メートルの所にあります。</p> <p>本人宅からは、約 500 メートルのところ です。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、株式会社〇〇を經營されており、水稻、人参を主に栽培されております。申請地にも水稻と人参を作付けすることとでございます。必要な農機具については全て保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ござ</p> |

| | | |
|----|----|--|
| 会場 | 委員 | いませんか。 |
| 議長 | 山下 | (なし) |
| 会場 | 委員 | ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。 |
| 議長 | 山下 | (異議なし) |
| 委員 | 上野 | 異議なしと認めます。 次に、8ページ、番号52番を審議いたします。 上野委員説明をお願いいたします。 会長より依頼のありました、番号52番を報告いたします。 譲渡人は、志布志市有明町野神〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地にお住まいの〇〇さんでございます。 申請地は議案書に記載されておりますが、申請地の場所は、国道269号線より山重の下平野の方へ500メートル行った県道513号の下平野自治会より東へ1,500メートル行ったプロイラー飼育所の南側でございます。 本人宅からは、4キロで10分のところでございます。 〇〇さんは、認定農業者であり、夫婦2人と年間2人の40日の雇用でございます。申請地には青果用甘藷を作付けすることです。農機具はフォークリフト1台、トラクター5台、甘藷用の管理機等一式保有されております。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。 ご審議方よろしくお願ひします。 |
| 議長 | 山下 | はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。 |
| 会場 | 委員 | (なし) |
| 議長 | 山下 | ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。 |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | 異議なしと認めます。 次に、番号53番を審議いたします。 同じく、上野委員説明をお願いいたします。 |
| 委員 | 上野 | 会長より依頼のありました、番号53を報告いたします。 |

| | | |
|----|----|---|
| | | <p>譲渡人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地にお住まいの〇〇さん、譲受人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございます。</p> <p>申請地は議案書に記載されておりますが、申請地の場所は、市道一丁田宇土鼻線の片平を南へ 100 メートル行くとかずこ美容室がありますがその北側でございます。</p> <p>本人宅からは、1,500 メートルの所で3分のところでございます。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり家族4人でお茶を10ha栽培しており、申請地には大麦若葉とソバを作付けする予定とのことでございます。</p> <p>農機具は、トラクターと防除機4台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (なし) |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号54番を審議いたします。</p> <p>立山委員説明をお願いいたします。</p> |
| 委員 | 立山 | <p>会長より依頼のありました、番号54番について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野神〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町山重〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりですが、おおまかな場所は、山重小学校の国道269号線の北の路地を200メートル北側に行きますと下平野自治会の公民館があります。その前をさらに北へ200メートル行った所にあります。</p> <p>本人宅からは、約500メートルのところす。</p> <p>〇〇さんは、兼業農家で夫婦で甘藷や野菜を約70アール作付けされております。</p> <p>農機具は、トラクター1台、耕運機1台、軽トラ1台、管理機等を所有</p> |

| | | |
|----|----|--|
| | | <p>されております。今後は、甘藷のほか米を中心に増やしていきたいとのことでした。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。また周囲の状況からも支障はないと思われま。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつまましてなにかご意見ございませんか。</p> |
| 委員 | 坪山 | <p>はい。議長</p> |
| 委員 | 坪山 | <p>番号54ですが、この中に3条無償移転とありますが、どのような理由からでせうか。</p> |
| 委員 | 立山 | <p>親戚関係ではないですが、今回譲り受ける土地は、〇〇さんの畑を通っていかないと入れないということで、これまでは無償で畑を通らせてもらっていましたが、本人が耕作できなくなったため、お互いの話で無償で譲り渡すとなったところだ。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>ほかにございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | <p>(なし)</p> |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございませので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第4、議案第30号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第5、議案第31号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>10ページ、番号4番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、隈元委員の報告をお願ひいたします。</p> <p>議案第31号、番号4番についてご報告いたします。</p> <p>これは、5条と同時申請だ。</p> <p>調査日は4月7日、調査委員は大迫委員、長岡委員と私と事務局より2名、農政課1名が同席されま。別紙資料は6頁～8頁になります。</p> <p>申請人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇〇棟の〇〇さんだ。</p> <p>親子になります。立会人は〇〇さん夫婦だ。</p> |
| 委員 | 隈元 | |

| | | |
|----|----|--|
| | | <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、松山町にある尾野見小学校から県道柿木志布志線を志布志方向に2キロ程進み、桃木、中村の方へ市道を500メートル行った所にあります。</p> <p>変更後の用途で、転用目的は農家住宅です。</p> <p>周囲の状況は、北側は山林、東側も山林、南側は公衆用道路、西側は畑です。排水は、道路側溝を利用するとのこと。東側の方は崖になっておりまして、安全基準を満たした位置に建築することになります。</p> <p>今後、生産牛規模拡大をしていきたいとのことでした。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、事業計画変更しても問題ないと</p> <p>の意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませ</p> <p>んか。</p> |
| 会場 | 委員 | (なし) |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域から</p> <p>の除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号5番を 審議いたします。</p> <p>現地を調査された、立山委員の 報告をお願いいたします。</p> |
| 委員 | 立山 | <p>議案第31号、番号5番についてご報告いたします。</p> <p>5条と同時申請です。</p> <p>調査日は4月7日、調査委員は上野委員、中之内委員と私と事務局より</p> <p>2名が同席されました。</p> <p>申請人は、志布志市有明町山重〇〇番地〇の株式会社〇〇代表取締役〇</p> <p>〇さんです。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりで、別紙</p> |

| | | |
|----|----|---|
| | | <p>資料は9頁～11頁になります。</p> <p>場所は、国道269号線沿いの芝用交差点の三差路を北へ200メートル行き、最初の路地を右折し、約200メートル行ったところの右手になります。</p> <p>変更後の用途で、転用目的は資材置場です。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側は山林、南側は畑、西側は公衆道路です。排水につきましては、西側の道路側溝に流すとのことでした。</p> <p>排水関係で資材置場にシラスや土砂等を置くということでしたので、雨水の流出がないように、流出した場合は直ちに処理されるように指導いたしました。</p> <p>申請地は10ha以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われれます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、事業計画変更しても問題ないと意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願ひします。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦勞さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (なし) |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第5、議案第31号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう、市長に提出することに決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第6、議案第32号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>最初に、12ページ、番号17番を審議いたします。</p> <p>番号17番は、先ほどの議案第31号、番号4番で審議いたしましたところの、5条申請でございます。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (なし) |

| | | |
|----|----|--|
| 議長 | 山下 | ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。 |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | 異議なしと認めます。 次に、番号 18 番を審議いたします。 現地を調査された隈元委員の報告をお願いいたします。 |
| 委員 | 隈元 | 議案第 32 号、番号 18 についてご報告いたします。 調査日は 4 月 7 日、調査委員は大迫委員、長岡委員と私、事務局から 2 人出席のもと調査いたしました。 別紙説明資料は 12 頁から 14 頁になります。 譲渡人は、曾於郡大崎町永吉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん、譲受人は、志布志市志布志町志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、株式会社〇〇の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。 場所は、伊勢掘市営墓地の南側にある九州電力志布志変電所から南へ 30 メートル程のところに位置します。 転用目的は一般住宅です。 周囲の状況は、北側は雑種地、東側は宅地、南側は畑、西側は公衆道路です。排水につきましては、道路側溝を利用するとのことでした。 申請地は、都市計画地域の用途区域が定められた区域内にあるため、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。 ご審議方、よろしく申し上げます。 |
| 議長 | 山下 | はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。 |
| 会場 | 委員 | (なし) |
| 議長 | 山下 | ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。 |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | 異議なしと認めます。 次に、番号 19 番を審議いたします。 |

| | |
|--------------|--|
| <p>委員 限元</p> | <p>同じく、現地を調査された限元委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第 32 号、番号 19 についてご報告いたします。</p> <p>調査日は 4 月 7 日、調査委員は大迫委員、長岡委員と私、事務局から 2 人出席のもと調査いたしました。</p> <p>別紙説明資料は 15 頁から 17 頁になります。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町志布志〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市志布志町志布志〇丁目〇番〇 〇号にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、町原弓場ケ尾線沿いにあるホームマン北山大原店を南南西へ 200 メートル程のところに位置します。</p> <p>転用目的は一般住宅です。</p> <p>周囲の状況は、北側は宅地、東側は畑、南側は宅地、西側は公衆道路です。排水につきましては、道路側溝を利用するとのことでした。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりもなく、都市計画用途地域内の区域から概ね 500m 以内にあるため、第 2 種農地の市街地近接農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p> |
| <p>議長 山下</p> | <p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p> |
| <p>会場 委員</p> | <p>(なし)</p> |
| <p>議長 山下</p> | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p> |
| <p>会場 委員</p> | <p>(異議なし)</p> |
| <p>議長 山下</p> | <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、13 ページ、番号 20 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された大迫委員の報告をお願いいたします。</p> |
| <p>委員 大迫</p> | <p>議案第 32 号、番号 20 番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は 4 月 7 日、調査委員は限元委員、長岡委員と私、事務局から 2 人出席のもと調査いたしました。</p> |

| | | |
|----|----|--|
| | | <p>譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市志布志町志布志〇丁目〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。親子でございます。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりで、別紙説明資料は18頁から20頁になります。</p> <p>場所ですが、西原弓場ケ尾線沿いにある宮原葬祭場から150メートル行った右手になります。</p> <p>転用目的は、現在貸家に住んでおり、今回、一般住宅を建築するものでございます。</p> <p>周囲の状況は、北側は宅地、東側も宅地、南側は畑、西側は公衆道路です。排水につきましては、西側の道路側溝を利用するとのことで、問題はありませんでした。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (なし) |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号21番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された隈元委員の報告をお願いいたします。</p> |
| 委員 | 隈元 | <p>議案第32号、番号21について報告いたします。</p> <p>調査日は4月7日、調査委員は大迫委員、長岡委員と私、事務局から2人出席のもと調査いたしました。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> |

| | | |
|----|----|--|
| | | <p>譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。</p> <p>別紙説明資料は21頁から23頁になります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、昭和弓場ケ尾線沿いにあるさかうえから300メートル程、北東へ進み交差する県道柿木志布志線を北へ200メートル程はいったところですよ。</p> <p>転用目的は資材置場、通路、駐車場とするものです。</p> <p>〇〇さんは大工の仕事をされております。</p> <p>周囲の状況は、北側は宅地、東側は畑、南側は宅地、西側は公衆道路です。排水につきましては、道路側溝を利用するとのことでした。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | <p>(なし)</p> |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号22番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された長岡委員の報告をお願いいたします。</p> |
| 委員 | 長岡 | <p>それでは、番号22番を報告させていただきます。</p> <p>調査日は4月7日、調査委員は隈元委員、大迫委員と私、事務局から2人出席のもと調査いたしました。</p> <p>譲渡人は、熊本県合志市須屋〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん他4名あります。譲受人は、鹿屋市旭原町〇〇番地〇〇の有限会社〇〇代表取締</p> |

| | | |
|----|----|---|
| | | <p>役〇〇さんであります。立会人は、行政書士の〇〇さんでありました。別紙説明資料は 24 頁から 26 頁になります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、国道 220 号線沿の志布志町天神にあります寿司虎志布志店の近くにあります。</p> <p>転用目的は建売住宅であります。</p> <p>周囲の状況は、北側は公衆道路、東側は畑、南側は公衆道路、西側は公衆道路です。排水につきましては、近くの水路を利用するとのことあります。</p> <p>申請地は 10ヘクタール以上の広がりもなく、都市計画用途地域内の区域から概ね 500m 以内にあるため、第 2 種農地の市街地近接農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。終わります。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (なし) |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、14 ページ、番号 23 番を審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された長岡委員の報告をお願いいたします。</p> |
| 委員 | 長岡 | <p>引き続き、番号 23 番を報告させていただきます。</p> <p>調査日は 4 月 7 日、調査委員は隈元委員、大迫委員と私、事務局から 2 人出席のもと調査いたしました。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんであります。譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇 〇〇棟にお住まいの〇〇さんであります。親子になります。立会人は、〇〇さん本人でありました。</p> <p>別紙説明資料は 27 頁から 30 頁で、申請地の所在、地目、面積等はそれ</p> |

| | | |
|----|----|---|
| | | <p>ぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、先ほどの国道 220 号線の天神のファミリーマート前を串間方向へ 130 メートル進み、左へ 290 メートルぐらい入ったところです。</p> <p>転用目的は宅地への通路にしたいということであります。</p> <p>周囲の状況は、北側は雑種地、東側は原野、南側は宅地、西側は畑であります。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりもなく、都市計画用途地域内の区域から概ね 500 メートル以内にあるため、第 2 種農地の市街地近接農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (なし) |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 24 番を審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された長岡委員の報告をお願いいたします。</p> |
| 委員 | 長岡 | <p>それでは、番号 24 番を報告させていただきます。</p> <p>調査日は 4 月 7 日、調査委員は隈元委員、大迫委員と私、事務局から 2 人出席のもと調査いたしました。</p> <p>資料として 31 頁から 34 頁をご参照下さい。始末書もついております。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんであります。譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地にお住まいの株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、株式会社〇〇 代表取締役 〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、県道 65 号南之郷志布志線沿いにあります駒水酒店より東へ 1.5 キロ進んだ道路脇であります。</p> |

| | | |
|----|----|--|
| | | <p>転用目的は資材置場であります。</p> <p>周囲の状況は、北側は用悪水路、東側は原野、南側は公衆道路、西側は公衆道路です。排水は、道路側溝を利用するとのことであります。</p> <p>始末書にありますように、平成12年頃から事業用の資材置場としていたということであります。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦労さまでございました。これにつつましてなにかご意見ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (なし) |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号25番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された大迫委員の報告をお願いいたします。</p> |
| 委員 | 大迫 | <p>議案第32号、番号25番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は4月7日、調査委員は隈元委員、長岡委員と私、事務局から2人出席のもと調査いたしました。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、鹿屋市旭原町〇〇番地〇〇にお住まいの有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。別紙説明資料は35頁から37頁になります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、尚志館高校から道路をはさんだ北側になります。</p> <p>転用目的は建売住宅9棟と通路でございます。</p> <p>周囲の状況は、北側は宅地、東側は畑、南側は宅地、西側は公衆道路です。排水につつましては、東側の水路を利用するとのことでした。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。</p> |

| | | |
|----|----|--|
| | | <p>第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (なし) |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、15ページ、番号26番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された上野委員の報告をお願いいたします。</p> |
| 委員 | 上野 | <p>議案第32号、番号26についてご報告いたします。</p> <p>調査日は4月7日、調査委員は立山委員、中之内委員と私です。事務局から1人で行きました。</p> <p>譲渡人は、鹿屋市輝北町上百引〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございます。譲受人は、鹿屋市輝北町上百引〇〇番地〇にお住まいの株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、株式会社〇〇の〇〇さんでした。</p> <p>別紙説明資料は38頁から40頁になります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、県道56号線志布志福山線の伊崎田の高規格道路入口より北西へ1キロ行った左側でございます。</p> <p>転用目的は工事事務所、駐車場、倉庫です。</p> <p>周囲の状況は、北側は公衆道路、東側は公衆道路、南側は宅地、西側も宅地でございます。</p> <p>工事用の事務所、駐車場、倉庫でございますが、平成31年の12月までには終わるということでございます。</p> <p>また、32年3月までにはもとに復元するとのことでございます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地の一時転用しても問題ない</p> |

| | | |
|----|----|--|
| | | との意見の一致をみました。 |
| | | ご審議方、よろしくお願ひします。 |
| 議長 | 山下 | はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませぬか。 |
| 会場 | 委員 | (なし) |
| 議長 | 山下 | ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませぬか。 |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | 異議なしと認めます。 |
| | | 次に、番号 27 番を審議いたします。 |
| | | 番号 27 番は、先ほどの議案第 31 号、番号 5 番で審議いたしましたところの、5 条申請でございます。 |
| | | これにつきましてなにかご意見ございませぬか。 |
| 会場 | 委員 | (なし) |
| 議長 | 山下 | ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませぬか。 |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | 異議なしと認めます。 |
| | | 次に、番号 28 番を審議いたします。 |
| | | 現地を調査された立山委員の報告をお願いいたします。 |
| 委員 | 立山 | それでは、議案第 32 号、番号 28 番についてご報告いたします。 |
| | | 調査日は 4 月 7 日、調査委員は上野委員、中之内委員と私、事務局から 1 人出席のもと調査いたしました。 |
| | | 譲渡人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 |
| | | 譲受人は、志布志市有明町山重〇〇番地〇にお住まいの株式会社 〇〇代表取締役〇〇さんでした。立会人は、長男の〇〇さんでした。 |
| | | 別紙説明資料は 41 頁から 43 頁になります。 |
| | | 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。 |
| | | 場所は、芝用交差点の 269 号線沿いを 200 メートル北へ行き、最初の路地を右側に 200 メートル入ったところになります。 |
| | | 転用目的は資材置場です。 |
| | | 周囲の状況は、北側は畑、東側は山林、南側は山林、西側は公衆道路で |

| | | |
|----|----|--|
| | | <p>す。排水は、西側の道路側溝を利用するとのことでした。指導内容として資材置場に土やシラスや砂利を置くということでしたので、雨水等で流出しないよう指導いたしました。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願ひします。</p> <p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ござ</p> |
| 議長 | 山下 | <p>いませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | <p>(なし)</p> |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めること</p> <p>にご異議ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第6、議案第32号、農地法第5条の規定による許可申請に</p> <p>ついては、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第7、議案第33号、非農地証明願の承認についてを議題とい</p> <p>たします。</p> <p>最初に、17ページ、番号12番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、大迫委員説明をお願いいたします。</p> <p>議案第33号、番号12番について報告いたします。</p> <p>調査日は4月7日、調査委員は隈元委員、長岡委員と私と、事務局から</p> <p>2人でした。</p> <p>願出人は、鹿児島市城山〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>別紙資料は44ページから46ページで、申請地の所在、地目、面積等は</p> <p>それぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、国道220号線沿いにあるパチンコMGM志布志店の駐車場の東側</p> <p>になります。立会人の話によると20年以上耕作されておらず、原野化して</p> |
| 委員 | 大迫 | |

| | | |
|----|----|--|
| | | <p>しまったとのことでした。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は雑種地、東側、南側、西側は田です。農地への復旧は困難であります。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひいたします。以上報告を終わります。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (なし) |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号13番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、長岡委員説明をお願いいたします。</p> |
| 委員 | 長岡 | <p>それでは、番号13番について報告させていただきます。</p> <p>調査日は4月7日、調査委員は隈元委員、大迫委員と私と、事務局から2人でした。</p> <p>願出人は、曾於市末吉町南之郷〇〇番地にお住まいの〇〇さんであります。</p> <p>立会人は息子さんの〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりで、別紙資料は47ページから49ページになります。</p> <p>場所は、南之郷志布志線沿いの曾於市との県境にありまして牧野集落の公民館、そして墓地がありましてその場所であります。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は山林、東側は畑、南側は公衆道路、西側は畑です。山林化で荒れており、農地への復旧は困難な状況でありました。</p> <p>また栗の木も植えてあり、老木となって倒れており、聞き取りしたところ20年以上たっているとのことでした。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひいたします。以上報告を終わります。</p> |

| | | |
|----|-----|--|
| 議長 | 山下 | はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。 |
| 会場 | 委員 | (なし) |
| 議長 | 山下 | ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。 |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | 異議なしと認めます。 次に、番号 14 番を審議いたします。 現地を調査された、中之内委員説明をお願いいたします。 |
| 委員 | 中之内 | 議案第 33 号、番号 14 番について報告いたします。 調査日は 4 月 7 日、調査委員は上野委員、立山委員と私と、事務局から 1 名でございました。 願出人は、鹿児島市西佐多町〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 立会人は〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。別紙資料は 50 ページから 52 ページです。 場所ですが、県道 63 号線のサリックスゴルフ場前から県道伊崎田尾野見線の中野集落側へ約 1 キロ入ったところに岩下橋がありますがその右側になります。この申請地ですが、河川の増水等の被害も多く、20 年ほど前に用水路が川に流されてから作付けできなくなっている状況で、現在原野化しております。また、通路等も狭く、耕作機械も入らず農地への復旧は困難と思われます。 周囲の状況ですが、北側は原野、東側は河川、南側は田、西側は山林です。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告を終わります。 |
| 議長 | 山下 | はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。 |
| 会場 | 委員 | (なし) |
| 議長 | 山下 | ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。 |

| | |
|------------------------|--|
| <p>会場 委員 議長 山下</p> | <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第7、議案第33号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第8、議案第34号、非農地証明願に伴う調査委員の指名についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> |
| <p>中尾主任主査</p> | <p>はい、議長。</p> <p>それでは、議案第34号、非農地証明願に伴う、調査委員の指名についてご説明申し上げます。議案書は、19ページでございます。</p> <p>非農地証明につきましては、農地法に基づく行政処分ではなく、農業委員会が証明行為として、交付するものです。</p> <p>始めに、番号12の願出人は、志布志町帖〇〇番地〇〇さんです。土地は志布志町帖字高城 3236番2 畑 407平方メートルでございます。</p> <p>申請地は、主要地方道 日南志布志線を、志布志小学校より、南に150m進んだところより、西に80mの所でございます。現在、宅地化しております。</p> <p>続いて、番号13の願出人は、有明町 伊崎田〇〇番地 〇〇さんです。土地は有明町伊崎田字大迫4239番4畑 384平方メートル、同じく4241番13 畑 527平方メートルでございます。</p> <p>申請地は、主要地方道 志布志福山線沿いにある、都城志布志道路伊崎田インターより、北西へ1.3km 進んだ所でございます。</p> <p>現在、山林化しております。</p> <p>続いて、番号14の願出人は、有明町蓬原〇〇番地 〇〇さんです。土地は、有明町蓬原字春日19番3畑 848平方メートルでございます。申請地は、国道220号線沿いの菱田橋近くにある、かすが歯科の北側の土地でございます。現在、宅地化しております。</p> <p>最後に、番号15の願出人は、有明町山重〇〇番地 〇〇さんです。土地は、有明町山重字上平野 10893番1畑2,425平方メートルでございます。</p> <p>申請地は、国道269号線を、山重小学校より、南へ130m進んだ所でございます。現在、宅地化しております。</p> <p>現地調査は、3名で行うこととなっておりますので、番号12を中村委員、</p> |

| | |
|-----------------|---|
| <p>議長 山下</p> | <p>内村委員、小園委員、番号13から15を南委員、坪山委員、萩迫委員で、ご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いたします。</p> <p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p> |
| <p>会場 委員</p> | <p>(なし)</p> |
| <p>議長 山下</p> | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p> |
| <p>会場 委員</p> | <p>(異議なし)</p> |
| <p>議長 山下</p> | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第8、議案第34号、非農地証明願に伴う調査委員の指名については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第9、議案第35号、農用地利用集積計画決定についてを議題といたします。</p> <p>最初に、所有権の移転について事務局で説明いたします。</p> |
| <p>次長兼係長 桑迫</p> | <p>はい議長。</p> <p>それでは、議案第35号の農用地利用集積計画決定の所有権の移転分についてご説明いたします。</p> <p>議案書は、21ページから24ページとなっております。</p> <p>最初に21ページの総括表についてご説明致します。</p> <p>公告日は平成29年4月28日で、田が2,678㎡と、畑が2,922㎡、樹園地が6,097㎡です。所有権を移転する者6人、所有権の移転を受ける者8人で、売買によるものです。</p> <p>次に、22ページから24ページの所有権移転の計画について、ご説明いたします。</p> <p>番号7の所有権を移転する者は、鹿屋市新川町の〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町蓬原の〇〇さんで、甘藷の規模拡大を図るということです。</p> <p>設定面積は、1筆で596㎡の田で、土地代金は23万円です。移転時期等につきましては、平成29年8月18日を予定しております。</p> <p>次に番号8の所有権を移転する者は、鹿屋市新川町の〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町蓬原の〇〇さんで、稲作の規模拡大です。</p> |

設定面積は、4筆で2,149㎡の田で、土地代金は40万円です。移転時期等につきましては、平成29年5月12日を予定しております。

23ページの番号9の所有権を移転する者は、有明町蓬原の〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町蓬原の〇〇さんで、お茶の規模拡大です。

設定面積は、1筆で3,431㎡の畑で、土地代金は250万円です。移転時期等につきましては、平成29年5月10日を予定しております。

次に番号10の所有権を移転する者は、有明町野神の〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町野神の〇〇さんで、お茶の規模拡大です。

設定面積は、1筆で2,666㎡の畑で、土地代金は200万円です。移転時期等につきましては、平成29年5月9日を予定しております。

次に番号11の所有権を移転する者は、松山町新橋の〇〇さんです。移転を受ける者は、松山町新橋の〇〇さんで、稲作の規模拡大です。

設定面積は、1筆で529㎡の田で、土地代金は5万円です。移転時期等につきましては、平成29年5月9日を予定しております。

24ページをお開きください。

番号12の所有権を移転する者は、志布志町志布志の〇〇さんです。移転を受ける者は、志布志町安楽の〇〇さんで、甘藷の規模拡大です。

設定面積は、1筆で474㎡の畑で、土地代金は15万円です。移転時期等につきましては、平成29年5月9日を予定しております。

次に番号13の所有権を移転する者は、有明町伊崎田の〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町伊崎田の〇〇さんで、甘藷の規模拡大です。

設定面積は、1筆で1,107㎡の畑で、土地代金は58万円です。移転時期等につきましては、平成29年5月10日を予定しております。

次に番号14の所有権を移転する者は、有明町伊崎田の〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町伊崎田の〇〇さんで、お茶の規模拡大です。

設定面積は、1筆で745㎡の畑で、土地代金は43万円です。移転時期等につきましては、平成29年5月10日を予定しております。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。

(なし)

議長 山下

ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めること

| | |
|------------------------|--|
| <p>会場 委員 議長 山下</p> | <p>にご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画の、利用権の設定、利用権の転貸について事務局で説明いたします。</p> |
| <p>主幹兼係長 新村</p> | <p>議案第35号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は、25頁から80頁となっております。</p> <p>まずは、議案書25頁の利用権設定の総括表を説明いたします。</p> <p>公告日は平成29年4月28日で、始期は平成29年5月1日となります。</p> <p>なお、中間管理機構が関与する分は6月1日となります。</p> <p>設定期間が、3年から30年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>利用権の設定面積は、田が10万4,376㎡、畑が33万5,221㎡、樹園地が1万4,698㎡で、合計しますと45万4,295㎡となり、うち更新分は13万5,699㎡となっております。</p> <p>利用権の設定をする者の数が135名で、利用権の設定を受けようとする者の数が62名であります。</p> <p>利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より73名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書79頁の総括表でご説明申し上げます。</p> <p>公告日は平成29年4月28日で、始期が平成29年5月1日であります。</p> <p>設定期間は1年1か月です。</p> <p>地目別の内訳は、畑が4,174㎡です。</p> <p>利用権の転貸をする者は公益財団法人志布志市農業公社の1名、利用権の転貸を受けようとする者は1名であります。</p> <p>詳細につきましては、80頁の明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第35号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。</p> <p>ご審議方よろしく願いいたします。</p> |

| | | |
|----|----|---|
| 議長 | 山下 | <p>ただいま説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいります。</p> <p>26 ページ、番号 1 番から、38 ページ、番号 31 番までを審議いたします。</p> <p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (なし) |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 32 番を審議いたします。</p> <p>番号 32 番は、長岡委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、長岡委員には、ここで、退席をお願いいたします。</p> <p>(長岡委員 退席)</p> |
| 議長 | 山下 | <p>それでは、39 ページ、番号 32 番を審議いたします。</p> <p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (なし) |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。ここで長岡委員の入室を許可します。</p> <p>(長岡委員 入室)</p> |
| 議長 | 山下 | <p>次に、39 ページ、番号 33 番から、44 ページ、番号 46 番までを審議いたします。</p> <p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (なし) |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、44 ページ、番号 47 番から 45 ページ、番号 49 番までを審議いたします。</p> |

| | | |
|----|----|---|
| | | <p>番号 47 番から、番号 49 番は、橋口委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する 法律第 31 条の規定により、橋口委員には、ここで、退席をお願い いたします。</p> <p>(橋口委員 退席)</p> |
| 議長 | 山下 | <p>それでは、44 ページ、番号 47 番から 45 ページ、番号 49 番までを審議 いたします。</p> <p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (なし) |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めること にご異議ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。ここで橋口委員の入室を許可します。</p> <p>(橋口委員 入室)</p> |
| 議長 | 山下 | <p>次に、45 ページ、番号 50 番から、78 ページ、番号 140 番までと、25 ペー ジの総括表を審議いたします。</p> <p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (なし) |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めること にご異議ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、利用権の転貸につきまして審議いたします。</p> <p>80 ページ、番号 1 番と、79 ページの総括表を審議いたします。</p> <p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (なし) |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めること にご異議ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第 9、議案第 35 号、農用地利用集積計画決定については、原 案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 10、議案第 36 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあさせ</p> |

次長兼係長 桑迫

ん委員の指名についてを議題といたします。

事務局で説明いたします。

はい議長。

それでは、議案第36号の農業経営基盤 強化促進法に基づくあっせん委員の指名について、ご説明いたします。

議案書は82ページとなっています。

番9番の申出者〇〇さんは、有明町山重にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、有明町山重字川添12036番 田で682㎡、同じく12046番1 田で699㎡、同じく12046番2 畑で626㎡の3筆です。

土地の場所は、曾於街道の有明大橋を100メートルほど大崎町の方へ進み、左折、県道宮ヶ原・大崎線を蓬原中野の方へ200メートルほど進んだ左側にあります。

田は、現在 早期水稻が植えつけられています。

あっせん委員の指名につきましては、上野委員と立山委員でご提案いたします。

番号10番の申出者〇〇さんは、有明町原田にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、有明町原田字迫1859番1 畑で1,955㎡ の1筆です。

土地の場所は、そう街道の宇都鼻交差点から大崎町の方へ1.7キロメートルほど進みますとラーメン秀がありますが、そこから更に500メートルほど進み右折、市道大久保・東中組線を100メートルほど進み、南へ250メートルほど進んだ左側にあります。

畑は、現在お茶が耕作してあります。

あっせん委員の指名につきましては、樽野委員と原田委員でご提案いたします。

番号11番の申出者〇〇さんは、有明町原田にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、有明町原田字西ノ堀367番2 畑で1,429㎡と、字下五敷763番1 畑で4,830㎡の2筆です。

土地の場所は、市道宇都鼻・西下1号線の原田小学校前から西下の方へ650メートルほど進みますと、県道東原・大崎線に突き当たります。そこ

| | | |
|----|----|---|
| | | <p>から東原の方へ500メートルほど進み、西下集会所前から市道西下・下原線を下原の方へ400メートルほど進んだ左側に字西ノ堀の畑があります。さらに300メートルほど進んだ右側に字下五敷の畑があります。</p> <p>畑は、現在、ごぼうが耕作してあります。</p> <p>あっせん委員の指名につきましては、樽野委員と原田委員でご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方 よろしく お願いいたします。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>ただいま説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (なし) |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p> |
| 会場 | 委員 | (異議なし) |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第10、議案第36号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>指名された委員の方々は、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を終了いたします。</p> <p>ご苦労様でした。</p> |